

一般財団法人福井県剣道連盟  
各 地 区 剣 道 連 盟 会 長 様  
団 体 長 様

一般財団法人福井県剣道連盟  
会 長 片 山 外 一

「木刀による剣道基本技稽古法指導者養成講習会」の開催について（連絡）

みだし講習会を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

同日、「日本剣道形講習会」も開催されますので混み合うことが予想されます。受講者には、全日本剣道連盟及び本県連盟が示している新型コロナウイルス感染症防止の各ガイドラインを必ず遵守して頂きますようご連絡をお願いいたします。

#### 記

- 1 日時  
令和 4 年 4 月 24 日（日） 10 時～15 時
- 2 受付  
令和 4 年 4 月 24 日（日） 9 時 30 分～9 時 50 分  
※ 玄関で、検温・手指の消毒・下足ビニール袋を受取後、入館して剣道小道場で受付をしてください。
- 3 場所  
福井県立武道館 剣道小道場  
福井市三ツ屋町 8-1-1  
電話 0776-26-9400
- 4 受審資格  
剣道 5 段以上を有する者
- 5 申込み締め切り  
令和 4 年 4 月 20 日（水） 必着  
別紙 1 「申込用紙」を提出してください。
- 6 健康調査票の記入と提出  
別紙 2 「健康観察票」に 4 月 10 日（日）から 4 月 24（日）までの健康状態等必要事項を記入し、当日受付時に提出してください。
- 7 服装等
  - (1) 剣道着、袴、垂れ（名札）、木刀、マスク着用
  - (2) 教本  
ア 木刀による剣道基本技稽古法  
(財団法人全日本剣道連盟 平成 15 年 6 月 1 日 第 1 版 発行)

## イ 剣道講習会資料

### 8 その他

本講習会は、称号受審資格の認定講習会を兼ねています。内容について剣道称号要項（令和5年4月1日施行）を添付します（別紙3参照）。

#### 添付資料

1. 別紙1 「木刀による剣道基本技稽古法指導者養成講習会申込用紙」
2. 別紙2 「健康調査票」
3. 別紙3 「剣道・居合道・杖道 称号受審要項（令和5年4月1日施行）」

以上

# 木刀による剣道基本技稽古法 指導者養成講習会申込用紙

( 地区剣道連盟 )

番号	氏名	年齢	称号	段位	指導養成講習	称号認定講習
1						
2						
3						
4						

※ 指導者養成講習会または、称号認定講習会の参加か、○印を付けてください。

剣道・居合道・杖道 称号受審要項

1 称号受審資格

(1) 錬士受審 資格

- ① 六段受有者で、六段受有後、1年を経過し、福井県剣道連盟の選考を経て福井県剣道連盟会長から推薦された者。
  - ※ 修行年限にかかわる受審資格は取得日ではなく取得月で計算する。  
例) 令和2年5月15日に六段を取得した場合、令和3年5月3日の称号審査は1年を経過していないが六段取得月と同月のため受審可能。
- ② 五段受有後10年以上を経過し、かつ、年齢60歳以上の者（称号・段級位審査規則第11条第2項による特例）。
  - ※ 福井県剣道連盟会長は、申込者が規則第10条の付与基準に該当し、かつ、実施要領の「錬士を受審しようとする者の備えるべき要件」（①～③）を満たしていると認めた場合、全剣連会長に候補者として推薦する。なお、規則第11条第2項の特例による推薦は特に厳選することとする。
  - ※ 年齢基準は審査当日とする。
- ③ ①もしくは②の条件を満たし、全剣連称号審査の開催日より1年以内の県剣連主催または全剣連主催の講習会を1回以上受講している者。

(2) 教士受審 資格

- ① 錬士七段受有者で、七段受有後、2年を経過し、福井県剣道連盟の選考を経て福井県剣道連盟会長から推薦された者。
  - ※ 修行年限にかかわる受審資格は取得日ではなく取得月で計算する。  
例) 令和2年5月15日に七段を取得した場合、令和4年5月3日の称号審査は2年を経過していないが七段取得月と同月のため受審可能。
- ② ①の条件を満たし、全剣連称号審査の開催日より2年以内の県剣連主催または全剣連主催の講習会を2回以上受講している者。

※ 講習会受講回数に関する注意点（錬士・教士共に）

- ・全日本剣道連盟が主催する講習会（後援講習会等）も回数に含む。
- ・社会体育指導員中級認定を受けた者は、剣道錬士受審のための講習会を受講したものとみなす。申請時に認定書の写しを添付すること。
- ・社会体育指導員上級認定を受けた者は、剣道教士受審のための講習会を受講したものとみなす。申請時に認定書の写しを添付すること。
- ・受審申込の際には、講習会受講履歴を必ず記入する。受講履歴が確認できない場合は、称号審査会の受審推薦できない。

附 則 この要項は令和3年4月1日から施行する

附 則 この要項は令和5年4月1日から施行する（改訂 令和3年5月31日）